

大阪医科大学 研究支援センタートランスレーショナルリサーチ部門 (Translational Research Program) 細則

(平成30年1月30日施行)

(趣旨及び名称)

第1条 この細則は、大阪医科大学研究支援センター規程(以下、「センター規程」という。)
第3条第2項に基づき、大阪医科大学研究支援センター(以下、「センター」という。)
に設置するトランスレーショナルリサーチ部門(以下、「TR部門」という。)の管理運
営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 TR部門は、がんや難治性疾患の新しい診断法・治療法を開発するために患者様
から得られた試料(血液・がん組織など)や情報(診療情報など)を利用し、疾患の克
服を目指した研究を支援する活動を目的とする。

(事 業)

第3条 TR部門は、前条の目的を達成するため、以下の事業及び調査・研究を行う。

(1) バイオバンク事業

悪性疾患を主とする重要疾患の克服に貢献し得る基礎医学研究及び臨床医学研究
の基盤を成すために、大阪医科大学附属病院が保有する診療行為(手術を含む。)に
係る、残余検体、各種診療情報、剖検後臓器、組織等及び各種標本並びに特定の研
究目的または本バンクでの利用を目的として収集される試料・情報等(以下、「試料
等」という。)を一元的に集積・管理するとともに、文部科学省、厚生労働省、経済
産業省の制定する「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」遵守のための
コンプライアンスの恒常的な維持活動を行う。

(2) トランスレーショナル研究事業

バイオバンク事業で収集された試料等を用いて、学内外の研究室、企業等との共
同研究を促し、新規バイオマーカー、治療法の発見を視野に入れた医学的に有用な
研究ならびに医学教育に役立てる。また得られた知見を迅速に社会に還元するため、
共同利用施設として機能していくための活動を行う。

(TR部門長)

第4条 センター規程第3条第2項に基づき、TR部門にTR部門長を置く。

2 部門長はセンター長が指名する。

3 部門長は、センター長の監督の下にTR部門の業務を掌握する。

- 4 部門長が必要と判断した場合、TR部門に副部門長を置くことができる。副部門長は部門長が指名する。
- 5 副部門長は、部門長を補佐し、TR部門の業務を処理する。
- 6 部門長の任期は2年間とし、再任を妨げない

(運営委員会)

第5条 TR部門の管理・運営に関する事項を審議するため、TR部門にTR部門運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(捕 則)

第6条 この細則に定めるもののほかにTR部門に関して必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、学長が行う。

附 則

この細則は、平成30年1月30日から施行する。